

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 暮らしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号							
許認可等の種類	指定計量証明検査機関の指定	根拠条項	第117条						
審査基準	<p>○指定計量証明事業機関の指定は、検査業務を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>1 指定計量証明検査機関指定申請書</p> <p>2 指定の基準</p> <p>一 経済産業省令に定める器具、機械又は装置を用いて証明検査を行うものであること。</p> <p>二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が証明検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>三 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が証明検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四 証明検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>五 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。</p> <p>六 その指定をすることによって申請に係る証明検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。</p>								
	受付機関	暮らしの安全安心課	処理機関	暮らしの安全安心課	交付機関	暮らしの安全安心課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	9